

第 11 回 宮崎県中部流砂系検討委員会 議事概要

- 日時：令和 8 年 3 月 2 5 日（水） 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 4 0
- 場所：宮崎河川国道事務所 別館 3 階会議室
- 形式：対面（Web 併用）
- 出席者：別紙の通り

【議事概要】

- 委員会の目的、これまでの検討経緯等（資料③）

（委員）

河床変動計算の検証期間を 6 年から 15 年に延伸することで、堆積傾向を改善する予測が得られている。これは、堆積傾向にあった H27～R3 の 6 年間を H18～R3 の 15 年間に延伸することで堆積傾向が平滑化され、確からしい結果が得られたとの理解でよいか。

（事務局）

ご指摘の通りである。

（委員）

期間を変更したことで、どの程度の生起確率の出水を含んでいるか確認したい。

（事務局）

大淀川における大きな出水は H17 や H30、R4 が挙げられるが、前回、今回の検証期間はどちらも H30 の出水を含んでいる。H30 の出水の影響を顕著に捉えたものが前回の 6 年間の検証期間の結果、平滑化したものが今回の 15 年間の検証期間の結果であるという考えである。

（委員）

第 4 回および第 5 回委員会において小丸川における置き砂の試験施工、第 9 回委員会では川原ダム直下への置き砂影響の検討が実施されているが、これらの影響は今回の大淀川総合土砂管理計画にどのように反映されているのか。

（事務局）

小丸川の試験施工では、少量の置き砂だったため、大きな効果は確認できなかった。試験施工の取組は、大淀川総合土砂管理計画に位置づけており、今後実施する試験施工についても、小丸川の試験施工の内容も参考に検討していく。

● 大淀川水系総合土砂管理計画策定に向けた検討状況（資料④）

（委員）

各機関が連携してとあるが、具体的にどの機関が何を担当するという内容を定めるのではなく、定めた目標に向けて何を行う必要があるのかをまとめた内容という認識でよいか。

（事務局）

その認識でよい。

本計画は、これまでダム湖内に堆積した土砂を河川へ還元すること等について、具体的なルールや判断基準が整理されていなかったことを踏まえ、各管理者がダム湖内の土砂をどの程度河川へ還元する等が可能であり、連携することを明らかにすることを位置づけとしている。

（委員）

今回、河川の土砂堆積の予測から還元量を決めているが、濁水やそれによる水産業に影響を与える等の課題も考えられるため、これらを総合的に還元可能であるかの判断を行う必要があるのではないか。

（事務局）

ご指摘の通り、土砂堆積の観点から、実施可能な置き土最大量により整理を行っているが、計画通りの量の置き砂を直ちに実施することは現実的でないと考えられる。そのため、本計画では比較的少量から試験的に施工を行い、その結果を踏まえて河道内の堆積状況以外の視点からも土砂還元の影響を確認しながら、段階的に検証を重ねていくことを基本的な考え方としている。

（委員）

小丸川の置き砂に関する取組状況を教えてほしい。

（事務局）

置き砂施工については、濁りや川原公園の浸水が懸念され、地元の方からの理解がまだ得られていない状況である。

（委員）

川原ダムや松尾ダムは堆積している土砂の粒径が非常に小さく、どうしても濁りが発生してしまう。小丸川の試験施工の内容を踏まえて大淀川でも試験施工の計画を実施するということであったが、流域の性質（土質）が違うためあまり参考にはできないのではないかと考える。そのため、大淀川においても段階的に試験施工の量を増やしていく計画が理想であると考えます。

(委員)

小丸川の試験施工において、少量の置き砂では効果が確認できなかったと言っていたが、何ををもって効果があると判断しているのか。

(事務局)

砂州やワンドといった物理的環境や河床材料の変化が確認できた場合を、効果があったと評価する一つの基準と考えている。

(委員)

試験施工は、物理環境だけでなく、置き砂をやった結果、流された等でも評価しても良いと考える。

小丸川における試験施工が出来ない理由は、濁水等が原因なのであれば、その成果を現行の大淀川の計画に反映できていないのではないかと。

濁水の対策として、周辺を砂質土の土手で囲んだ高水敷に置き砂を実施することで平常時の川の濁りを軽減するといった施工方法もあるため、このようなトライアルを実践していくことが濁水の問題に対しての取り組み方になると考えている。

(事務局)

ご指摘の通り、置き砂の工夫をすることで、濁り等が少なくなるような工夫が必要なので、試験施工の計画に盛り込んでいきたい。

(委員)

置き砂のモニタリングは重点的に監視する箇所を定めておく必要があると考える。

(事務局)

試験施工の段階からモニタリング計画を定めていく必要があると考えるため、しっかりと検討していく。

(委員)

置き砂位置は必ずしもダム直下である必要はないと考える。置き砂位置によって、どの箇所にどのような効果があるのかはある程度予測できるため、詳細な位置等を踏まえた置き砂の計画も良いのではないかと。

(委員)

宮崎海岸市民談義所において、総合土砂管理計画における河川との連携が不十分であるという意見が挙げられている。

(事務局)

総合土砂管理計画が河川領域と海岸領域の連携を図るための第一歩であると考えているため、今後より連携を強化するように努めていく。

(委員)

海岸への土砂供給量の最終的な目標値は、中部流砂系の4流域の土砂生産量や河床勾配など、それぞれの河川の特性に違いがあるため、全体を踏まえて目標を立てるという認識でよいか。

(事務局)

水系毎の計画では、ダムの堆積土砂の対策量や河川の受け入れ量などを設定し、結果的に海岸への土砂供給がどの程度になるか試算したもので、海岸に必要な砂の量を算出したものではない。ご指摘の通り、全体計画は、4水系の総合土砂管理計画がそろい次第、計画するものである。

(委員)

本川と本庄川において、流量や土砂生産力の違いによって受け入れ可能な土砂量が変わっているが、田代八重ダムの土砂を本川へ還元することは可能なのか。ダムから直接海岸まで輸送するよりも経済性は良いと考える。

(事務局)

河川として受け入れるボリュームに支障はないが、本庄川に置き砂するよりも輸送する距離が長くなる分コストがかかってくるため、より調整・相談が必要になると考える。

(委員)

本川と本庄川では生物相が異なるため、環境面で見ると問題があるのではと考える。案の一つとして持っておくのはよいが、より慎重な検討を行うよう留意する必要がある。

● 今後のスケジュールについて（資料⑤）

(委員)

大淀川水系総合土砂管理計画がまとまった時点で一般の方に広く公表してほしい。

(事務局)

河川整備計画において一般の方に意見を求めるパブリックコメントがあるが、本委員会においても要請に応じて実施することも可能である。

(委員)

海岸における宮崎海岸市民談義所との密接な情報共有が重要になってくると考える。

(委員)

数字が独り歩きしないような公表の方法が必要になる。

(委員)

今回提示された詳細な計画ではなく、流砂系の課題や計画、当面の具体的な対策等を海岸の委員会や市民談義所と共有しておくべきであると考えます。また、宮崎海岸侵食対策の直轄事業区間は、いずれ県が管理していくこととなるため、県との共通認識を作っておくことも必要である。

以上